

第6章 都道府県域での資料保存の取組

本章では、都道府県域における資料保存の取組の状況や内容、課題について調査結果をまとめる。

1 全国的な状況

都道府県立図書館を対象に、都道府県域での資料保存の取組の有無、その取組に関する協定・申し合わせ等の有無を尋ねた（図 6.1、6.2）。

その結果、48.9%（23 館）と約半数の都道府県において実施されているとの回答を得た。

また、実施していると回答した都道府県立図書館に、取組に関する協定・申し合わせ等の有無を尋ねたところ、23 館のうち 95.7%（22 館）が「あり」と回答した。

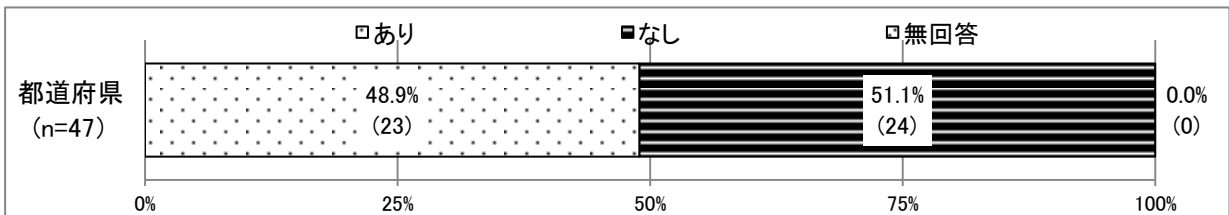


図 6.1 取組の実施状況

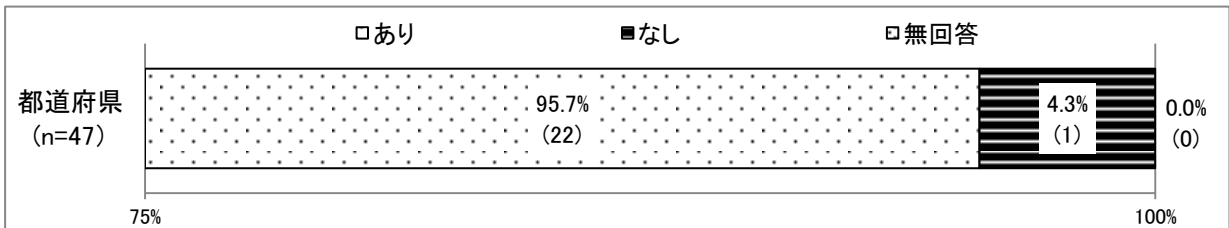


図 6.2 取組に関する協定・申し合わせ等の有無

2 取組の実態

取組の実態について、「保存対象」、「参加館」、「保存方式」、「保存場所」、「所有権」、「重複調整」の 6 項目を示し、選択方式で回答してもらった。（図 6.3～6.8）

複数の資料に対して取組を行っている都道府県もあるため、合計は 30 件で、上記 1 で都道府県域での取組が「あり」と回答した館数を上回っている。なお、取組件数が少ないため、本項においてはグラフの単位を「件」のみとし、本文中でも件数を中心に表記する。

保存対象としては、「雑誌」が 13 件と最も多く、次いで「新聞」が 9 件、「図書」が 6 件だった。「地域資料」、「その他」がそれぞれ 1 件となっている。

参加館は、「都道府県立図書館と市区町村立図書館（全自治体）」が 19 件で 6 割を超え、「都道府県立図書館と市区町村立図書館（一部）」が 11 件、その他の選択肢は選ばれなかった。

保存方式は、「複数館で役割を分担し保存する『分担保存方式』」が 23 件と 7 割を超えた。「特定の図書館への移管による『一館集中方式』」は 5 件で、その他の方式は取られていなかった。

保存場所は、「各所蔵館の書庫」が 22 件と最も多く、「都道府県立図書館の書庫」が 5 件、「共同書庫（都道府県立図書館が運営）」が 1 件だった。

所有権については、「所蔵館で保持」が全体の8割を超える24件、「移管（移譲）」が5件だった。
 重複調整については、「調整する」が17件、「調整しない」が10件だった。
 項末に、回答のあった都道府県域での取組例を表にまとめて記載する。（表 6.1）

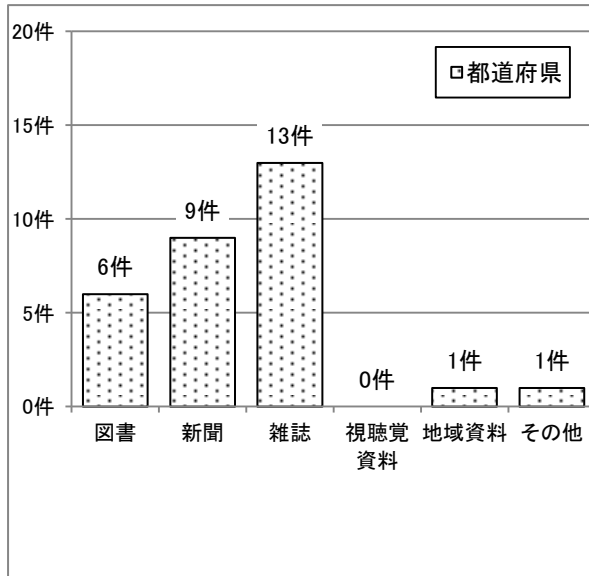


図 6.3 保存対象（複数回答可）

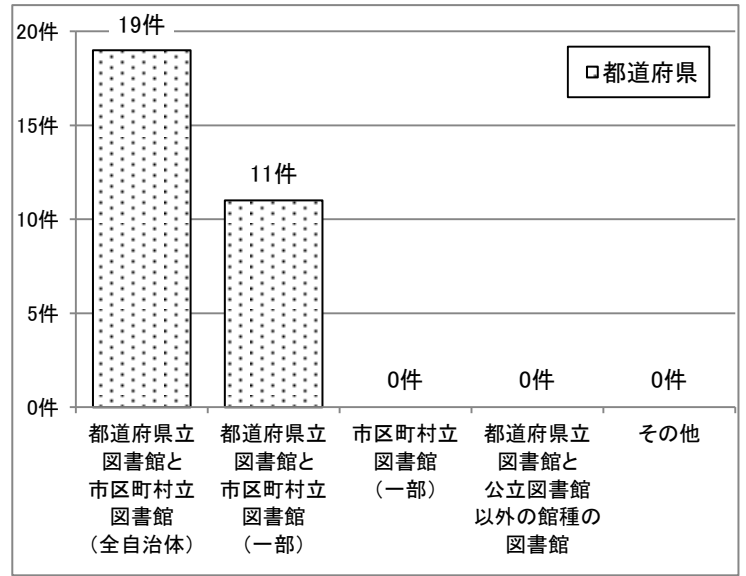


図 6.4 参加館（複数回答可）

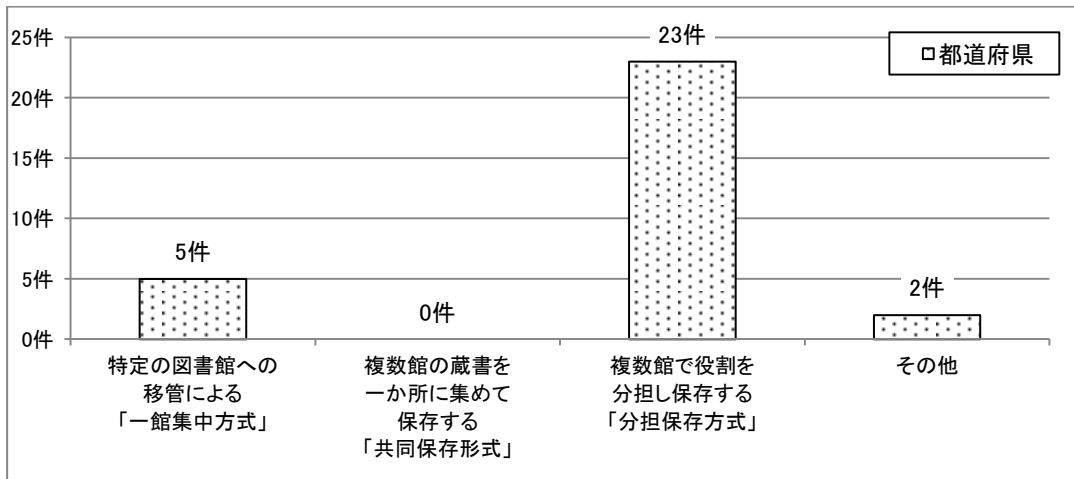


図 6.5 保存方式（複数回答可）

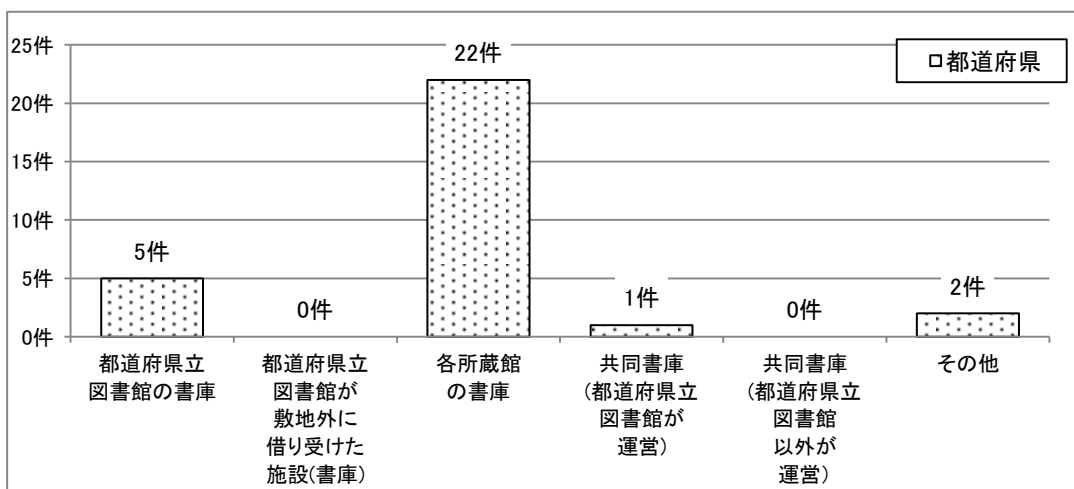


図 6.6 保存場所（複数回答可）

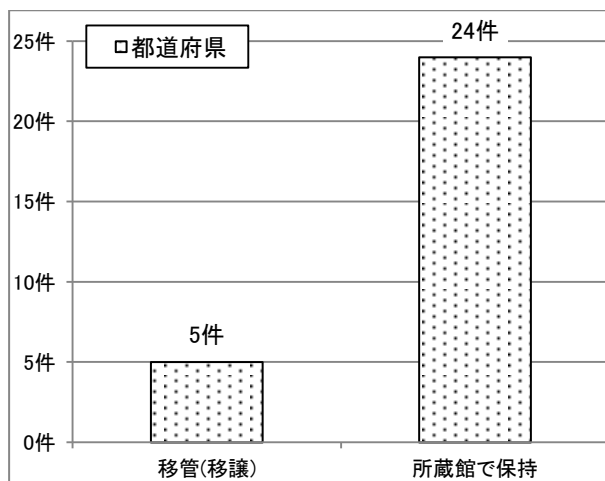


図 6.7 所有権（複数回答可）

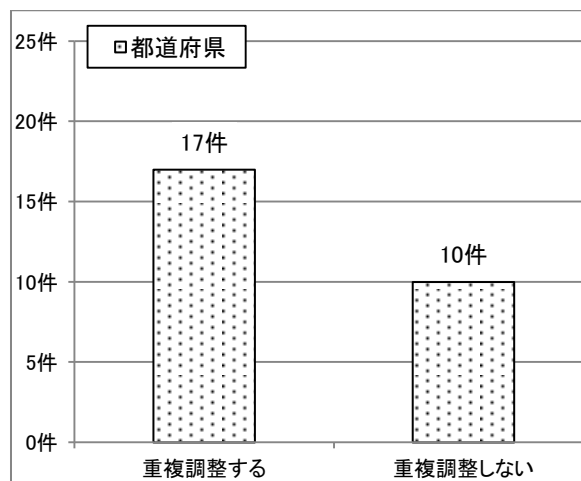


図 6.8 重複調整の有無（複数回答可）

A 対象	B 参加館	C 保存方式	D 保存場所	E 所有権	F 重複調整	件数
図書	県 + 市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	非調整	1
		一館集中	都道府県立図書館の書庫	移管	調整	3
	県 + 市区町村（一部）	分担保存	その他	保持	調整	1
		一館集中	都道府県立図書館の書庫	保持	非調整	1
新聞	県 + 市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	4
					非調整	1
					-	1
	県 + 市区町村（一部）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	1
					非調整	2
雑誌	県 + 市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	3
					非調整	2
					-	1
	県 + 市区町村（一部）	一館集中	都道府県立図書館の書庫	移管	調整	1
県 + 市区町村（一部）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	3	
						非調整
地域資料	県 + 市区町村（全）	その他	共同書庫（都道府県図書館運営）	移管	調整	1
その他	県 + 市区町村（全）	その他	その他	-	-	1

表 6.1 都道府県域での取組例（複数回答可）

3 共同保存の実施に当たっての課題、障害

最後に、共同保存の実施に当たっての課題、障害について尋ねた。(図 6.9)

「保存場所の確保」が 74.5% (35 館) で最も多かった。これ以外の選択肢については、「参加館の理解」、「保存体制確立までの手順」がそれぞれ 6.4% (3 館)、「その他」が 4.3% (2 館)、「保存費用の確保」が 2.1% (1 館) で、いずれも 1 割に満たなかった。

「その他」を選択した図書館は、2 館とも「選択肢のすべてが課題」という回答内容だった。共同保存の取組においても、保存場所の確保が最大の障害となっていることがわかった。

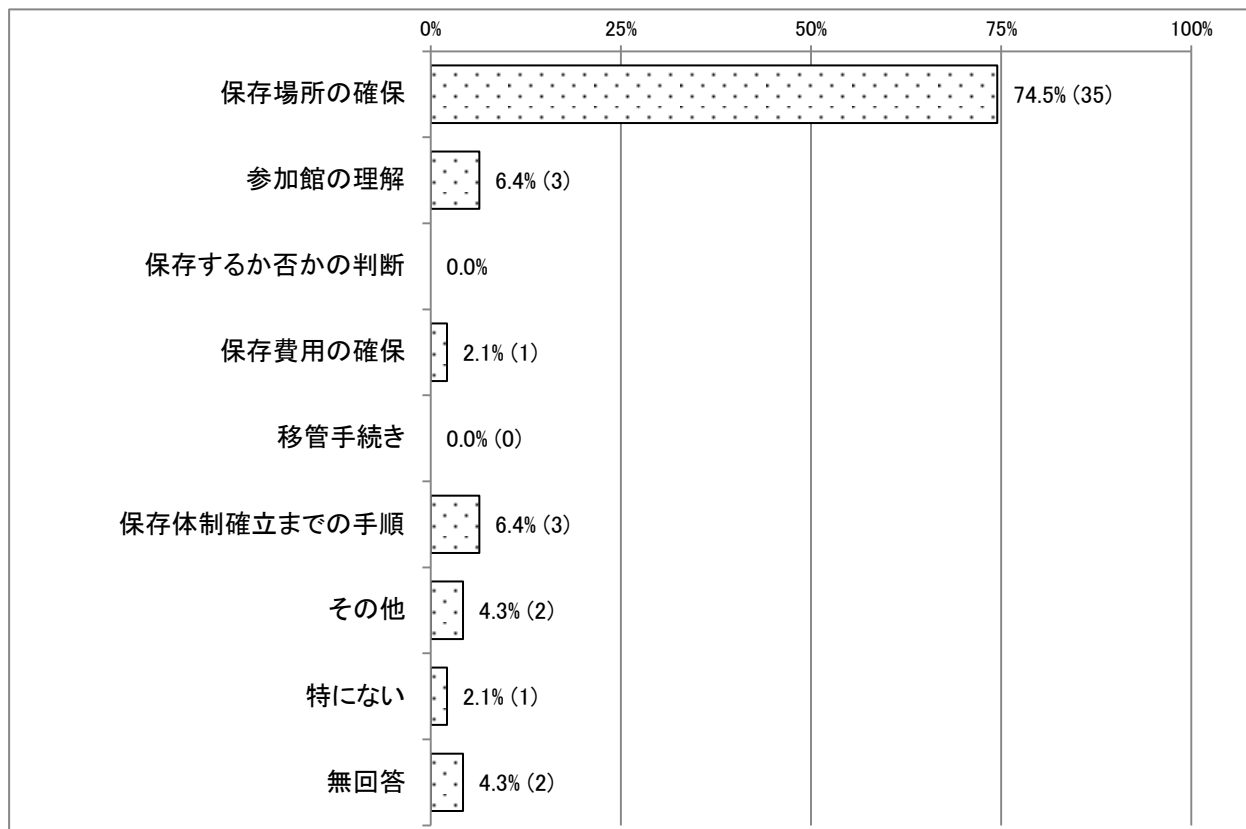


図 6.9 共同保存の実施に当たっての課題、障害 (複数回答可)